

り扱い案件と、「参加者」「開催地」「邦代表」の三点からその機構に迫った。

共同支配地、嘆願、紛争に関する三案件が重点的に議論され、紛争案件では重心が対内調停から対外活動に移行していたことが明らかとなった。また会議には敵対勢力が参加できないことも確認された。代表者会議の「開催地」はそれぞれ中心議題に即した地が選ばれ、原則「参加者」である邦のメンバーの欠席は、盟約者団の決定に対する不服の表明であり非常事態として捉えられた。一四九九年の「邦代表」に特徴的なのは共同支配地管理者フォークトの出席の多さと、軍事指導者・外交活動経験者の多さであり、前者にはシュヴァーベン戦争の影響が、後者はその分布から邦間で軍事／外交の役割分担が行われていたことが確認される。

一八世紀フランスにおける外国人と帰化

——ブリテイッシュ・ディアスポラの

事例から——

見瀬 悠

本報告は、外国人の帰化がいかなる条件のもとに行われるのかを、ブリテイッシュ・ディアスポラを事例として帰化状に依拠しながら考察した。はじめにディアスポラの移動の経緯やフランスでの活動を概観したうえで、帰化者の集団的特質を地理的分布と社会職能構成の観点から分析し、帰化が主として実践的な動機に

基づいて行われたことを示した。さらに、国王書記官との共謀で起草される帰化状のなかでディアスポラが自分史を語る際に、帰化の受理や効力を確実にするためにフランス人の規範に訴えながらも、同時に外国人としての固有の過去や表象を組み込んだことを明らかにした。以上の分析から、外国人にとって帰化はしばしば前提されたような同化の一階梯ではなく、生存戦略の選択肢の幅の拡大であり、実践的な制度的保障であったことが明らかになった。

一九世紀初頭イングランドにおける国民教育概念の成立——「ベルーランカスター論争」の

検討を中心に——

岩下 誠

本報告は、一九世紀初頭イングランドにおける教育論争の分析を通じて、国民教育概念の生成と成立の過程を検討して考察を加えるものであった。

論争にあって国民教育概念は国教会保守派による教育統制の正統化に資するよう呼び出されたものであり、世俗的国民化という解釈とは異なる側面があった。また、nationalという形容詞をめぐる解釈の対立は、国教会の特権性を批判／擁護するという国家的な観点の対立を含んでいた。とりわけ国教会派はnational